

姫路市教育委員会会議録（令和4年7月）

○ 日 時 令和4年7月21日（木）午後2時から

○ 場 所 本庁舎10階 第2会議室

○ 開 会（午後2時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第18号 姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書について

議案第20号 令和5年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択について

議案第21号 市立就学前教育施設における提供体制について

日程第4 報告

1 令和4年第2回市議会定例会での審議結果等について

2 姫路市立野外活動センター条例施行規則の一部改正について

3 姫路市青少年問題協議会委員の委嘱について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）西田教育長、森下委員、山下委員、角谷委員、中野委員

（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、砂山生涯学習部長、中上総務課長、岩崎学校施設課長、宮崎教育企画室主幹、鈴木教育企画室主幹、沖端教職員課長、森学校指導課長、内海健教育課長、春名健康教育課主幹、畑本人権教育課長、西川教育研修課長、藤戸育成支援課長、柳田生涯学習課長、多田市史編集室長、中川姫路科学館館長、干谷城内図書館館長、大谷埋蔵文化財センター館長、赤松幼保連携政策課長

（書記）島田総務課係長、多田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- 会議に入る前に、傍聴される方々にお願いがございます。
- 教育委員会の会議の開催にあたり、傍聴規則を守って頂き、会議運営が円滑に行えるように御協力をお願いいたします。
- それでは、会議に入ります。
- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により角谷委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案及び報告事項の一括審議、並びに公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
まず、一括審議についてですが、議案第18号及び報告事項の2は、関連がありますので、一括審議としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、議案第18号及び報告事項の2は、一括審議とします。

教育長

- 次に、公開又は非公開についてですが、議案第18号及び報告事項の2は、会議規則第15条第3号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関連する事件に該当し、議案第19号及び第21号は、同条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当で

あると考えます。

また、同議案及び報告事項の会議録につきましては、会議規則第 13 条第 4 項の規定に基づき、市議会での審議及び報告が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 18 号及び報告事項の 2 並びに議案第 19 及び第 21 号は、非公開と決定します。

また、非公開とした案件の会議録については、市議会での審議及び報告が終了した後に公表することと決定します。

なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、議案第 20 号 令和 5 年度使用 姫路市立学校用教科用図書の採択について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校指導課長 議案第 20 号について説明)
以降の説明で、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含めております。
令和 5 年度使用小学校用教科用図書一覧です。小学校用教科用図書につきましては、令和元年度、採択替えを行っております。「令和 5 年度使用姫路市立学校用教科用図書採択方針」にあります「1 採択に関する基本方針 (6)」により、令和 5 年度は、現在使用している教科書と同一のものを採択するというご願ひします。

教育長

- 令和 5 年度使用の小学校用教科用図書は、現在使用しているものを引き続き採択することで御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。引き続き中学校についての説明を、事務局から願ひします。

(事務局)

- (学校指導課長 説明)
令和 5 年度使用中学校用教科用図書について説明いたします。中学校用教科用図書につきましては、一昨年度採択替えを行っております。さきほどの採択方針の「1 採択に関する基本方針 (7)」により、令和 5 年度は、現在使用している

教科書と同一のものを採択するというごことをお願いします。

(問) 中学校の採択替えは、前回いつでしたか。

(答) 中学校の採択替えは、令和2年度に前回は行っております。

(問) 令和3年度から使用が始まっていますか。

(答) はい、その通りです。

(問) そうすると、令和5年度と令和6年度は同一の教科書を採択することになりますか。

(答) 中学校の次の採択替えは令和6年度になりますので、おっしゃる通り令和5年度令和6年度は、同一の教科書を使うことになります。

教育長 ○ それでは、令和5年度使用の中学校用教科用図書は、現在使用しているものを引き続き採択することで御異議ございませんか。

(委員) [異議なしの声あり]

教育長 ○ 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。引き続き説明を、事務局からお願いします。

(事務局) ○ この後審議していただく、文部科学省著作教科書、拡大教科書及び各学校から申請のあった一般図書の一部を並べております。あわせて各高等学校が新たに使用したい教科書を並べておりますので、御覧いただく時間をとっていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

教育長 ○ 事務局から、次に採択する一般図書等教科書の閲覧について提案がありましたので、時間をとりたいと思います。

[図書を閲覧]

教育長 ○ それでは、文部科学省著作教科書について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) ○ (学校指導課長 文部科学省著作教科書について説明)
令和5年度使用文部科学省著作教科書について説明します。文部科学省著作教科書(通称☆印本)は、文部科学省が代表著作者です。この教科書は、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒が使用することができる教科書になっ

ており、毎年採択を行う必要があります。すべての☆印本が使用できますように採択をお願いします。

教育長

○ 各委員の方、御意見、御質問をお願いします。

教育長

○ 文部科学省の著作本であり、各教科1種しかないので、すべて採択してはどうでしょうか。原案どおり採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、原案どおり採択することとします。引き続き事務局から説明をお願いします。

(事務局)

○ (学校指導課長 学校教育法附則第9条による一般図書について説明)

次に、各学校から申請のあった学校教育法附則第9条による一般図書について、審議をお願いいたします。特別支援学級設置学校長及び書写養護学校長からの申請書を一覧にしたものです。選定については、保護者の意見を参考にして、各校で学級担任、特別支援コーディネーターの教員が児童生徒一人一人の障害の程度に合わせて検討し、校長が申請しております。

教育長

○ 一般図書について説明がありました。各委員の方、御意見、御質問をお願いします。

教育長

○ 各学校校で一人一人の障害の程度に合わせて選定しているということであり、申請どおり採択してはいかがでしょうか。原案どおり採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、原案どおり採択といたします。引き続き、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

○ (学校指導課長 拡大教科書と展示教科書について説明)

令和5年度使用検定教科書の「拡大教科書、点字教科書」の給与につきまして、先ほど採択されました全ての小、中学校用教科書について拡大教科書の採択とあわせて、点字教科書の採択をお願いします。

この種の教科書については、必要とする児童生徒が、いつ姫路市の学校へ転入してきても対応できるように、また、姫路市の子供が、そのような本を必要とした場合にも速やかに対応できるように、全ての学年において使用できるよう採択をお願いいたします。

- 教育長 ○ 各委員の方、御意見、御質問をお願いします。
- 教育長 ○ 質問も無いようですので事務局の原案どおり、採択してはどうでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。
- (委員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、原案どおり採択することとします。
引き続き事務局から高等学校について説明をお願いします。
- (事務局) ○ (学校指導課長 市立高等学校及び市立特別支援学校(書写養護学校) 高等部の教科書採択について説明)
最後に、市立高等学校及び書写養護学校高等部の教科書採択について説明いたします。
高等学校につきましては、各学校が科目ごとに文部科学省検定済教科書について、調査研究資料を作成し、その資料を基に、校内で組織した選定委員会で協議検討し、選定した教科書を教育委員会へ申請する形をとっております。
各校とも、新たに採択したい教科書を含め、来年度使用したい教科書を記載しています。前年度から引き続き使用する教科書については学校ごとに、「以下、継続使用で需要票第1表対象外のもの」という欄に記載しています。
なお、来年度の1・2年生につきましては、新学習指導要領の実施に伴い、全ての教科書が新しく発行された検定本からの選定となります。新たに採用したい教科書は、姫路高校19冊、琴丘高校23冊、飾磨高校16冊、書写養護学校9冊となっており、選定理由に●印をつけています。
3年生につきましては、現行の学習指導要領に基づいた検定本からの選定となります。
以上、市立高等学校及び書写養護学校高等部の教科書の採択について御審議をお願いいたします。
- 教育長 ○ 各委員の方、御意見、御質問をお願いします。
- (問) ●の所は新しい物を採択されていますが、中身は3年間毎年同じ物と言いながら、3年アップグレードされていると思います。●を付けているのは、全体を見直す中で出版社が変わったものですか。それとも同じ出版社の中でも改訂版が出た場合の両方が含まれますか。
- (答) 新学習指導要領に対応して新しくなった教科書、新たに出版社を変えた場合も含まれます。
- (問) それ以外の部分は、従来のをそのまま継続使用の扱いで選定されていますか。

- (答) そのとおりです。
- (問) 各3校の選定委員会で十分な協議をされていると思いますが、最終決定の前段階で市立3校の選定委員会同士若しくは校長先生同士で擦り合わせはされていますか。それとも、完全に独自に選定されていますか。
- (答) 擦り合わせ等は行っておりません。各学校独自で行っております。
- (問) 各高等学校の選定委員会のメンバーはどういった方がおられますか。
- (答) 選定委員会の委員の構成は、校長、教頭、教務部長及び各教科主任に加えて、開かれた採択の観点から保護者代表が入り、各学校とも十数名で組織しております。
- 教育長 ○ それでは、他に御意見もないようですので、各学校で、原案どおり採択することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (委員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、原案どおり採択することとします。
以上で、教科書の採択はすべて終了しました。
事務局から何かありますか。
- (事務局) ○ (学校指導課長から説明)
御審議いただきありがとうございます。
本日の会議の会議録は、9月1日より公開いたします。委員の皆様におかれましては、それまでは本日の会議内容の扱いにつきまして、御配慮くださいますようお願いいたします。
- 教育長 ○ 次に、
報告事項の1 令和4年第2回市議会定例会での審議結果等について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (総務課長 報告事項の1について説明)
「1 会期」は、令和4年6月3日から6月28日までの26日間で開催されました。
「2 議案及び審議結果」でございますが、教育委員会関係分につきましては、すべて原案のとおり可決、同意されました。
なお、議案第56号は、5月26日開催の定例教育委員会において、意見の申出に係る承認をいただいたもの、議案第49号及び議案第60号から第63号までは、6月21日開催の定例教育委員会において、臨時代理に係る承認をいただいたもの

のでございます。

次に、「3 質疑・質問」でございますが、6月10日、13日、14日に13人の議員から個人質疑・質問が行われ、うち、教育委員会に対しては12人の議員から、17項目の質疑・質問があり、答弁いたしました。

6月10日には、公明党の有馬剛朗議員、自由民主党の重田一政議員から個人質疑・質問がありました。

有馬議員からは、「教育関係について」として3点の質問がありました。このうち「金融教育の取組と消費者被害の防止について」につきましては、市立高等学校では、家庭科や公民科の教科学習での取組に加え、ホームルーム等の特別活動において、消費者庁による副教材等を活用した授業や、消費生活センターなど外部機関と連携した金融・消費者教育に取り組んでいる。18歳への成年年齢引き下げを踏まえ、消費者の権利と責任、契約の重要性、消費者保護の仕組みを理解させることや、消費者被害の防止に向け、取組の充実を図りたいと、答弁いたしました。

重田議員からは、「廃校になった校舎の活用について」の質問がありました。このうち「廃校になった校舎跡地で地域活性化に役立つ取組を」につきましては、廃校となった校舎や学校敷地の利活用については、姫路市公有財産利活用基本方針に基づき、まずは教育委員会や市役所内において他の用途での利活用を図ることとなるが、利活用希望がない場合は売却処分とし、売却処分できない場合は貸し付けを行うとされている。要望の地域活性化に役立つ取組等についても、必要に応じて、これらの方針決定の中で検討されることになることになると、答弁いたしました。

6月13日には、新生ひめじの梅木百樹議員、日本共産党議員団の谷川真由美議員、療原会の牧野圭輔議員、日本維新の会の竹中由佳議員、無所属の今里朱美議員から個人質疑・質問がありました。

梅木議員からは、「教育体制の充実について」として、3点の質問がありました。このうち「教育体制の充実への対応状況」につきましては、特別支援教育支援員については、前年比14名増の137名分の予算を確保しており、現在、133名を配置している。残りの4名についても、配置できるよう人材確保に努めている。教職員へのメンタルヘルス対応については、メンタルチェックの実施に加え、安全衛生委員会や定期的な面談などにより、教職員の体調管理と業務上の配慮を行うよう努めていると、答弁いたしました。

谷川議員からは、「子どもたちの人権が保障される学校に」として、2点の質問がありました。このうち、「ブラック校則を見直し、子どもの人権が保障される校則に」につきましては、「校則の見直し」については、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の実情、保護者の考え方、時代の進展等を踏まえながら、校則に合理性があるか、人権に配慮された内容となっているか、という観点から点検・見直しを図るよう校長会等において指導している。今後も校則の見直しの際には、児童生徒が主体的に考える機会を設け、自主的に守ることができるものとなるよう、各学校に指導、助言してまいりたいと、答弁いたしました。

牧野議員からは、「姫路市立高等学校の在り方について」質問がありました。

「姫路市立高等学校在り方審議会の答申がそのまま市の方針かのように報道されているが、市の方針は決定しているのか」につきましては、市立高等学校の在り方については、令和4年2月に審議会より答申をいただいております、その中で、1校に集約することや新設も視野に、教員や財源などの資源を集中させることが必要である、と提言されている。現在は、市としての市立高等学校の在り方について検討している段階であり、いただいた答申を踏まえながら、今年度中に本市としての方針を策定したいと、答弁いたしました。

竹中議員からは、「不登校児童生徒への支援策について」及び「適応指導教室の現状と今後の在り方について」質問がありました。このうち「不登校児童生徒への支援策は教育機会確保法の成立により具体的にどのように変化したのか」につきましては、不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果を目標とした支援から、児童生徒が自ら進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指すことができる支援へと変化している。不登校には、様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、一人一人の不登校児童生徒及びその保護者に寄り添った支援を行っている、と、答弁しました。

今里議員からは、「変革期を迎えた教育の諸課題について－いかに教育の多様性を確保するか」として、4点の質問がありました。「あかつき中学校の諸課題」のうち「給食の必要性や多様な生徒への支援体制はどのような状況か」につきましては、給食については、生徒間の交流を促進する効果があるほか、食育や就労後に通学する生徒への配慮等の観点から、実施に向けた検討を進めている。本年10月頃には、生徒の募集を開始する予定で、入学を希望する生徒の状況を把握しながら、時間割りやコースの設定など、学習状況の異なる生徒に寄り添った教育カリキュラムを編成してまいりたいと、答弁いたしました。

6月14日には、市民クラブの常盤真功議員、公明党の中西祥子議員、日本共産党議員団の村原守泰議員、療原会の江口千洋議員、療原会の伊藤大典議員から個人質疑・質問がありました。

常盤議員からは、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校運営について」及び「健全な財政運営への対応について」質問がありました。「新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校運営について」のうち、「出席停止となった市立小中学校の児童生徒への対応」につきましては、登校後の補習やプリント学習以外にも、端末を活用したオンラインの連絡や課題配信等も実施している。習熟度の把握については、児童生徒が提出した課題や登校後の学習状況を見取り、総合的に判断していると、答弁いたしました。

中西議員からは、「熱中症対策について」及び「ヤングケアラーについて」質問がありました。「熱中症対策について」のうち「小中学校における対策について」につきましては、令和4年5月24日付文部科学省通知により、夏季においては、熱中症対策を優先し、運動するときはマスクを外すこと、登下校時は、会話を控えてマスクを外すことを指導している。体育の授業については、児童生徒の間隔を十分に確保しながら、マスクの着用は必要なしとしている。また、体育の授業や部活動での熱中症対策としては、暑さ指数の情報を職員間で共有し、外

での活動の可否判断をすることや運動場へテントやミストシャワーを設置する他、こまめな水分補給を行うよう指示することを指導していると、答弁いたしました。

村原議員からは、「急激な物価高騰から市民の暮らしをどう守るのか」及び「体罰のない学校園づくりのために」について質問がありました。「急激な物価高騰から市民の暮らしをどう守るのか」のうち、「学校給食食材費への支援を」につきましても、学校給食における食材については、2か月ごとの献立作成において、栄養量や品目のバランス等を適正確保した上で食材を決定し、入札等を経て調達しており、今のところ、調達価格が保護者負担である給食食材費を超えるような物価高騰の影響はなく、これまでどおりの給食の量と質を維持できているが、予算が不足するような場合には、補正予算での対応も含めた検討をしながら学校給食の安定性を確保してまいりたいと、答弁いたしました。

江口議員からは、「本市におけるスクール・サポート・スタッフの活用と業務等の課題について」質問がありました。「スクール・サポート・スタッフの中身」につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る業務により、教職員の純増した業務をサポートし、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に励むことができる体制の整備と教員が児童生徒の学びに注力できるようにするために配置を行うものであると、答弁いたしました。

伊藤議員からは、「指定管理者制度の在り方について」及び「市政運営における責任の取り方について」質問がありました。「指定管理者制度の在り方について」の「図書館のこれからの在り方について、姫路市としてはどういう考え方をしているのか」につきましても、日本図書館協会の文書では、公立図書館における指定管理者制度導入に関する見解として、図書館事業は事業収益が見込みにくいなど、制度に対する考えとともに、それぞれの自治体の実状に応じた管理運営形態にすべきとも述べられている。兵庫県下の公立図書館では明石市など10市町29館が指定管理者制度を導入しており、他都市の事例なども参考に、今後の運用について検討したいと、答弁いたしました。

次に、「4 予算・決算委員会 全体会について」でございますが、6月15日の全体会では、令和4年度姫路市一般会計補正予算（第3回）の概要について、説明しました。

次に、「5 文教・子育て委員会について」でございますが、6月16日に付託議案審査等のため、文教・子育て委員会が開催されました。

主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり、

- ・姫路市立小中学校における食育推進プランに関しては、保護者に対してしっかりと啓発を行うとともに、家庭での食育を支援するほか、より多くの子どもたちが食に関わる人への感謝の気持ちを持つことができるよう、これまで以上に食育を推進してほしい。
- ・白浜小学校の相撲場に関しては、安全面をはじめ、経費などの様々な課題点においても将来に負担を残すことのないよう、十分検討の上、対処してほしい。
- ・夏季における児童生徒のマスクの着用に関しては、登下校時をはじめ、マスク

の着用が不要な場面においては、保護者などにも理解や協力を求めながら、子どもたちに対してマスクを外すよう適切に指導してほしい。

・姫路市立学校職員の休暇の種類として新たに子育て部分休業が加わることに關しては、男女問わず、必要な時に休暇を取得できるよう職場の支援体制を整えらるとともに、当該制度の周知に努めてほしい。

などの意見がございました。

次に、「6 予算・決算委員会 文教・子育て分科会について」でございますが、補正予算（第3回）の審査のため、6月16日の文教・子育て委員会の後に開催されました。

分科会の主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり

・学校給食地元産食材提供事業に關して、今後も継続して、地元産の食材を取り入れることで事業者を支援するとともに、給食だよりなどを通して、子供たちや保護者に当該事業を周知することにより、食育の推進につながるよう取り組んでほしい。

との意見がございました。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

廃校になった校舎の利活用の話の中で教育委員会の中で利用先がない場合は、売却するとのことですが、現実に売却された案件はありますか。

(答)

まずは、一般的なルールとしまして、他の課で活用が出来ないか確認をしまして、無いようでしたら、普通財産として市長部局に移管をし、そこで売却の手続きに入ります。そこで売却先が見つければ売却を行うこととなりますが、案件があったかどうかにつきましては、ないように思いますが、流れとしてはそうなります。

教育長

○ 他に意見はございませんか。それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の3 姫路市青少年問題協議会委員の委嘱について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (生涯学習課長 報告事項の3について説明)

姫路市青少年問題協議会は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に關する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査、審議し、適切な実施を期するため必要な関係行政機関相互の連絡調整を図るため設置されております。

本件につきましては、委員14名のうち12名について、任期の満了及び選出区分における役職の異動等があったことに伴い、新たに委嘱・任命を行うもので、各委員の職名等につきましては、委員名簿のとおりでございます。

委嘱の期間でございますが、2号委員は、任期の定めがなく、3号委員及び4号委員につきましては、令和4年7月11日から令和6年7月10日までとなります。

また、姫路市男女共同参画推進条例第14条では、附属機関の男女それぞれの構成員の数がその総数の10分の4以上となるよう努めると規定されておりますが、委員14名のうち、女性は6名で、本協議会における女性比率は42.86%となり目標比率に達しております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 本日の公開案件はこれで全て終了いたしましたので、傍聴者は退場してください。傍聴者等の退場のため、委員会は暫時休憩します。

教育長

○ それでは、委員会を再開します。
○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

教育長

議案第18号 姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

及び

報告事項の2 姫路市立野外活動センター条例施行規則の一部改正について一括審議します。

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (生涯学習課長 議案第18号及び報告事項の2について説明)

まず、議案第18号「姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定について」からご説明いたします。

「1 改正の理由」といたしましては、令和3年12月の定例教育委員会においてご報告させていただきました、梯野外活動センターについて令和4年度末で閉鎖することとしたことに伴い、条文の整理を行うものでございます。

「2 改正の概要」といたしましては、条文及び別表から梯野外活動センターに関する規定を削除し、字句の整理を行うものでございます。

「3 施行期日」は、令和5年4月1日でございます。

次に、報告事項の2「姫路市立野外活動センター条例施行規則の一部改正について」御説明いたします。

「1 改正の理由」及び「2 改正の概要」につきましては、先ほど御説明させていただきました条例改正と同様で、その関連規則である姫路市立野外活動センター条例施行規則においても、梯野外活動センターに関する規定を削除し、字句の整理を行うものでございます。

「3 施行期日」についても、条例改正と同じ令和5年4月1日でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

条文の一部を削除する関係ではありませんが、基本使用料の所で午前、午後及び夜間の3分割にされ、全日の方が値段が高くなる料金設定が不自然に感じるのですが、なぜですか。トータル時間は長くなりますが、通常であれば割安になるかと思えます。この料金設定をした理由を教えてください。

(答)

委員のおっしゃる通り2時間分全日にすると長くなります。基本的には、午前と午後、午後と夜間の間に1時間ずつ設けているのは、次の利用に向けて準備を整える時間としています。通常、全日ですとその時間も使って頂くこととなりますので、料金を頂いていることとなります。そのため、使わない時間は料金から外している考え方となります。午前の9時から午後の9時までの全日を使うとずっと使って頂くこととなりますので、その時間全部料金を頂く考え方となります。2時間分増えている分が増えている考え方となります。

(問)

2時間ある意味2回職員の方がメンテナンスに入らないといけませんが、全日の場合はメンテナンスに入る必要がないので、そこはどうかと感じます。不思議な料金体系だと感じました。

(答)

市役所の使用施設の料金体系の考え方は、ほぼ同じ考え方の中で料金体系を設定しておりますので、それに沿った形で行っています。委員がおっしゃるように、たしかにメンテナンスの分経費が要らないので、その分安くする考え方もあるかと思えますが、使用に伴って占有している時間は料金を頂く考え方が基本となっております。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第18号 姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

及び

報告事項の2 姫路市立野外活動センター条例施行規則の一部改正について
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第18号及び報告事項の2は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、

議案第 19 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果
報告書について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育企画室主幹 議案第 19 号について説明)

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、令和 3 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成しようとするものでございます。

これを決定していただきました後、この報告書につきまして、次回の第 3 回市議会定例会に提出するとともに、公表したいと考えております。

この報告書は、「1 教育委員会の活動状況」、「2 教育委員会の事務事業に係る成果(評価)・課題等」、「3 学識経験者の所見」、の三項目で構成しております。

次の 2 ページから 6 ページまでに、令和 3 年度の教育委員会の活動状況として、教育委員会の開催状況など、主な活動を記載しております。

8 ページからは、教育委員会の事務事業に係る成果(評価)・課題等でございます。このうち、8 ページ・9 ページに、姫路市教育振興基本計画の計画体系図を掲載しておりまして、これらのページ右側の事業ごとに点検・評価を行っております。なお、水族館につきましては、令和 3 年度より市長部局へ移管しておりますので、点検評価の対象としておりません。

次の 10 ページからは、95 事業を対象に点検及び評価を行ったものを個票でまとめております。また、各施策の冒頭の部分には、施策の進捗や達成状況を示す一つの参考材料として、施策ごとに設定した指標項目とその目標値を記載し、目標値に対する実績値からその達成状況について評価をしております。

指標の達成状況の評価は、10 ページにお示しておりますとおり、A とは令和 3 年度の実績値が令和 3 年度の目標値に対して 100% 以上、B は 90% 以上 100% 未満、C は 70% 以上 90% 未満、D は 70% 未満と、4 段階の評価としております。なお、指標は全体で 120 あり、その達成状況は、A が 49、B が 40、C が 8、D が 19 でございました。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を中止したことや事業を廃止したことにより未評価だった指標は 4 ございました。

次に、個票について、具体的にご説明いたしますと、「事業の目的」欄は、本事業のねらいを示してありまして、「令和 3 年度 実施事業」欄は、実際に取り組んだ内容を記載しております。「実績と成果」は、事業の実施回数や配置人数といった実績値に加え、可能な範囲で、「成果」を文章等で記載しております。

「課題及び対応策」の欄には、取組の中で生じた課題と対応策を記載しておりますが、特に課題が無かった場合は、「引き続き取り組む」と記載しております。

学識経験者の所見につきましては、学校教育に係る事業は兵庫教育大学大学院特任教授の浅野良一様から、社会教育及び歴史文化に係る事業は、姫路獨協大学教授の中嶋佐恵子様から知見をいただきました。

- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- (問) 観察実験アシスタントは、教職免許が必要な役割でしたか、それとも一般の方が出来る役割でしたか。
- (答) 教員免許は必要ございません。大学生も出来ます。一般の方で構いません。
- (要望) コロナ禍で減ってしまった施設運営をリカバリーする必要がありますが、美術館をはじめ総合的に活用するために市長部局、観光でまとめられて今期から移管されています。これまでは、どちらかという教育委員会でいろいろと運用・運営をされておられたところに、今後は外から観光を軸にするもので、様々な運用施策やコンテンツなどのやり方をされることは本来であれば良いことか思います。教育委員会において主で組んでいたものが、外部で組まれたものになりますので、ぜひこれからは、これまで以上に例えば運用の仕方や誘致してくるコンテンツについて、ぜひ生涯学習の分野、年代層を含めて姫路市の子供達なり生涯学習を受ける方が対象のコンテンツや運用の仕方を総合的に使ってもらえるように、教育委員会からもぜひプッシュをして要請をして、各種文化施設がこれまで以上にプラスアルファで様々な年齢で使っていけるように密な情報交流、働きかけを行って頂ければと思います。
- (問) 姫路城でARでしろまる姫が説明をするのは、教育委員会の時に導入されたのですか。移管後ですか。
- (答) 観光部局にお城が移管された後に行いました。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 19 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書について
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
- (委 員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 19 号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、
議案第 21 号 市立就学前教育施設における提供体制について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (幼保連携政策課長 議案第 21 号について説明)
本議案は、令和 5 年度以降の市立幼稚園における教育の提供体制についてお諮

りするものでございます。

まず、「1 経緯」でございます。

「方針の策定」でございますが、令和3年7月に策定いたしました「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針」におきまして、令和元年10月から3歳児以上については、利用料が無償となったことも踏まえ、

- ・すべての3歳児が入園できる提供体制を確保することを目指す。
- ・市立幼稚園においても、地域での3歳児のニーズの把握に努めるとともに、提供体制や保育室の状況等を踏まえ、3歳児保育の導入について検討を行っていく。

こととされました。

「アンケートの実施」でございますが、この方針を受けまして、令和3年10月に幼稚園、保育所、認定こども園を利用していない3歳児、608名に対しアンケートを実施いたしました。

次に、「子ども・子育て会議における協議・検討」についてでございますが、まず、各私立就学前施設に対し、保護者が就労していなくても利用可能な1号定員枠の増加を要請する。私立就学前施設の定員増等により提供体制の確保を図ったのち、なお不足する提供体制については市立幼稚園での3歳児保育の拡充をする。

とされました。

次に「2 アンケート及び私立就学前施設への要請結果について」でございます。「未就園の3歳児を対象としたアンケート調査」の結果概要ですが幼稚園・保育所・認定こども園を利用していない3歳児の保護者のうち、その理由において、

- ・幼稚園、認定こども園を1号認定枠で申し込んだが利用できなかった
 - ・市立幼稚園を利用したかったが希望園では3歳児保育が無く利用できなかった
- との回答が計166名からございました。

166名の地域ブロックごとの内訳でございますが、北東部ブロックが4名、東部ブロックが36名、中部ブロックが34名、中部南ブロックが33名、南西部ブロックが45名、北西部ブロックが11名、家島ブロックが3名でございました。

次に「私立就学前施設に関する定員の調査結果概要」ですが、令和4年5月から6月にかけて、市内の各私立就学前施設に対し、1号認定枠の定員増加を依頼のうえ、令和5年度の定員について調査を実施いたしました。

しかし、保育利用の希望者が引き続き多く、保育室の面積が不足することから、大部分の施設において、1号認定枠の増加は難しいとの回答でございました。

以上を踏まえまして、「3 市立幼稚園における3歳児保育の拡充に係る基本的な考え方」でございますが、先ほど説明しました、アンケート結果に基づき、1号認定の3歳児の受入れが相当数不足していると見込まれる区域において、その受け皿として、市立幼稚園で3歳児保育を実施したいと考えております。実施時期といたしましては、令和5年4月からと考えております。

次に、実施する地域及び園につきましては、提供体制が不足している区域にお

いて3歳児保育を実施するという前提がございますので、提供区域を選定する際の基準として、「今後も提供体制の不足が20人以上見込まれること。このほか、区域内の公立園の配置状況、市立幼稚園の希望者の多少等を勘案し、より必要性が高いと思われる区域を選定する」こと、また実施園につきましては、「余裕教室などの施設面や就園児の状況等を総合的に勘案して選定する」とことといたしまして、ウの表に記載しております2園を選定しております。

その他の事項といたしまして、3歳児保育におきましても一定の集団規模は必要となることや、就学前児童が減少している現状を鑑みまして、今回の拡充に合わせ、既に3歳児保育を実施している園におきましても、3歳児が2年連続10人未満となった場合につきましては、翌年度以降は3歳児を募集しないこととしたいと考えております。

最後に、「4 今後の予定」でございますが、8月上旬に予定されている「子ども・子育て会議」において、3歳児保育の実施について説明いたします。また、利用定員等を調整し、次回の定例教育委員会におきまして、姫路市立幼稚園園則の改正により実施園及び定員数について決定していただこうと考えております。募集につきましては、園児募集の時期に合わせ、広報ひめじ等で周知しながら3歳児募集を開始するとともに、これらと併行して、令和5年4月からの実施に向けて、施設整備、人員確保等を行ってまいりたいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

現在、姫路市立幼稚園で3歳児保育を実施しているところはどれくらいですか。

(答)

現在、3歳児保育をしている園につきましては、8園ございまして、平成27年から白浜、平成28年から英賀保、令和2年から安室東、手柄、飾磨、八幡、花田、御国野、以上の8園になります。

(問)

教員といいますか職員の手配はどうなっていますか。期日的にタイトな形かと思いますが、職員の確保も問題ないでしょうか。

(答)

3歳児保育の1クラス増えることに対して定員上1名の教員が増えることとなります。今回の議案ですと2クラスのため2名の教員増となりますので、市長部局と連携しまして人員の確保に努めたいと思います。

(問)

ひとまずは、2クラスのため今のところは見込みがついていると思ってよろしいでしょうか。

(答)

2名ですので、今のところは定年退職者数もみまして可能かと考えます。

(問)

丁寧にアンケートのことも書いて頂いてますし、例えば受け皿として、出来なか

った場合も募集しないことが踏み込んでおられるのでとても分かりやすいと見せて頂いたのですが、各地区によってニーズがかなり違ってくると思います。前回お話し頂いたようにこれからも統合して、縮小している中で枠を増やすこととなりますが、ブロックの中で本当に施設が必要なのかどうか3歳児保育が必要なのかどうか、既存の園が地域にたくさんあると思いますので、その園が取り切れなかった分の枠を広げる形を一緒に見ながら進めて頂くような検討は行われていますか。

(答) 今回、2園を選定しましたが、その選定の中でまず私立の認定こども園で1号枠が増やせないかと、今回は積極的にお願ひしましたが、現在、姫路市で待機児童が43名おられる関係でどうしても2号枠で人数をとっていることもありまして各園なかなか1号枠を増やすことが出来ないとの回答がありましたので、公立園で3歳児保育を増やすこととなります。

(要望) 既存の受け入れ施設がありますので、今後3歳導入を行ったから、一気に3歳児保育を導入する形ではなく、本当に必要なところに必要な財源を入れて頂く方が、ポイントについて子供がより豊かになるかと思ひますので、そちらもぜひ抱き合わせで必要なところに必要な措置を行って頂ければと思ひます。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第21号 市立就学前教育施設における提供体制について
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひます。

(委員) [挙 手]

教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第21号は、原案のとおり可決しました。

教育長 ○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(事務局) ○ 次回の定例教育委員会を、8月26日金曜日の午後2時00分に開催していただきたいと思ひます。

教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、8月26日金曜日の午後2時00分に開催することに御異議ございませんか。

(委員) [異議なしの声あり]

教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、8月26日金曜日の午後2時00分に開催することといたします。

教育長

- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

- 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後3時40分)